道路占用 Q&A

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会と道路占用について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(何やら真剣な表情で通知を眺めている大野係員とその様子に思わず声をかけた栗本係員)

栗本係員

大野君。どうしたの?珍しく真剣な表情をして。

大野係員

すみません。7月4日付けで国土交通本省から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「本大会」という。)に係る道路占用の取扱いに係る通知が発出されたので読み込んでました。

栗本係員

そうかぁ。いよいよ本大会も来年に迫っているからね。道路占用手続きについても全国的に適切に対応されるよう通知を発出したってことかな。

大野係員

そうみたいです。通知の前文にも「国家的プロジェクトである本大会の円滑な開催のため、その取扱いについては、道路法及び道路法施行令の関係規定のほか、下記のとおりとするので対応に遺憾のないようにされたい。」と記載されています。

栗本係員

どれどれ自分にも見せてもらえるかな。(しばし、通知を読み込んだ後)ちなみに過去にも同様の通知が発出されたことがあるけどわかるかな。

大野係員

それについては、把握済みです。平成 30 年 8 月に発出された「「ラグビーワールドカップ 2019TM 日本大会」に係るスポンサー広告付きバナー等の道路占用の取扱いについて」と平成 14 年 1 月に発出された「「2002FIFA ワールドカップ」に係るバナー等の道路占用の取扱いについて」の 2 つがあります。

栗本係員

おっ、よく勉強してるね。

大野係員

ただ、今回の通知は、過去の通知の様にバナー等の道路占用の取扱いに限定されたものではなくて路上競技関連、ラストマイル関連、都市装飾関連、プレイベント関連等幅広い物件を対象とした道路占用の取扱が記載されているんですよ。

栗本係員

そうだね。前回の東京オリンピックが1964年に開催されていて50年以上ぶりの本大会になるわけだし、本大会の円滑な開催のためには、多種多様な物件の占用許可申請が当然想定されるわけだからね。 道路占用の観点からも本大会を積極的に支援していこうという想いが伝わってくるよね。

大野係員

まるで当該通知の作成に携わったかのようなコメントですね。確かに別添 2「東京 2020 大会に関連して占用が想定される物件一覧」には、計測機器や距離表示板といった競技用機器類から暑さ対策としてのドライミスト等の冷却機器類、テント類までとありとあらゆる想定される占用物件(以下「本大会占用物件」という。)が記載されています。

栗本係員

占用実務の担当者が、どんな物件を本大会占用物件として取り扱えば良いか、許可に当たっては、道路法令上のどの占用物件として取り扱えば良いか悩まないようにできるだけ詳細に物件一覧として記載したんじゃないかな。当該一覧についても占用実務の担当者が困らないようにという想いが伝わってくるよね。

大野係員

本当に当該通知の作成に携わったかのようなコメントですね。ちなみに1つ疑問なんですけど、この 通知では、道路法及び道路法施行令は当然遵守する必要があるということですよね。

道路法第33条第1項には、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」(以下「無余地性の基準」という。)の規定もあり、本大会占用物件の占用許可申請があった場合、結局、無余地性の基準で占用が認められないってことにならないんでしょうか。

栗本係員

確かに無余地性の基準については、今回の通知においても適用除外とはしていないよね。ただし、無余地性の基準の取扱いについては、平成30年3月26日付け事務連絡「道路の占用に係る無余地性の基準の取扱いについて」により「無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できる」とも通知されており柔軟な取扱いが可能という整理になっているよね。

本大会占用物件についても、本大会は国家的プロジェクトであり、円滑な開催が求められることから、 無余地性の基準の適用については、道路管理者として諸般の事情を考慮した上で判断されるものであり、 柔軟な取扱いがなされるという整理になるんじゃないかな。

大野係員

すごい。その説明で無余地性の基準との関係についてはしっくりきました。

栗本係員

とはいえ、道路法及び道路法施行令で規定される他の基準、例えば占用の場所に関する基準や構造に 関する基準といったものについては、本大会占用物件であっても従前のとおり遵守してもらう必要があ り、全て占用許可されるわけでもないという含みを残していることにもなるね。

大野係員

なるほど。道路管理者としても本大会占用物件であるからといって直ちに占用許可をするのではなく、 きちんと基準に適合しているのかを審査する必要があるということですね。

栗本係員

そのとおり。理解が早くて助かるよ。

大野係員

もう1つだけよろしいでしょうか。通知の「4 占用許可方針」において「1(1)及び(2)に掲げる占用主体以外の者が、別添2に掲げる占用許可申請を行う際は、事前に占用主体から、占用する道路が存する別添1の各都道府県本大会担当部局又は組織委員会に対して確認を申請し、道路管理者に対する占用許可申請書に別添3による確認書を添付するものとする。道路管理者は、当該確認書の添付をもって、上記(1)及び(2)と同様の取扱いとすることができるものとする。」という記載があるのですが、どうしてこういった記載がされているのでしょうか。

栗本係員

うーん、確かになぜ国、地方公共団体の本大会担当部局及び組織委員会以外の者が占用許可申請をする場合は、確認書の添付が必要になるんだろう。

渡邊課長

その答えについては、さっき栗本君がしていたんじゃないのかな。

栗本係員

課長、助け船ありがとうございます。

渡邊課長

さっき栗本君は、本大会占用物件への無余地性の基準の適用については、道路管理者として諸般の事情を考慮した上で判断されるものであり、柔軟な取扱いがなされるという整理になると言っていたよね。 すなわち本大会占用物件であるかどうかが、無余地性の基準の適用可否の判断材料となるわけなんだけど、道路管理者は、国、地方公共団体の本大会担当部局及び組織委員会以外の者が占用許可申請する場合においては、本大会占用物件であるかどうかの確認をすることができないよね。

大野係員

確かに通知中においては、占用主体についても様々な主体が想定されると記載されています。

渡邊課長

だからこそ道路管理者としては、国、地方公共団体の本大会担当部局及び組織委員会以外の者が占用 許可申請する場合においては、本大会占用物件であるという確認書の添付が必要という整理にしている んじゃないかな。

栗本係員

なるほど。よく理解することができました。

渡邊課長

おっと、もうこんな時間だったんだ。相当早いけど、本大会の成功を祈念してちょっと行こうか。

栗本係員・大野係員

えーっ、確かに相当早い気がするんですが・・・お付き合いさせていただきます。

(3人で出かけて行きました。)

【参考】

○「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」に係る道路占用の取扱いについて(令和元年 7 月 4 日路 政課長通知)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「本大会」という。)については、本大会実施の際に直接必要となる物件、本大会の円滑な実施のために整備するインフラや各競技のリハーサルのための物件、本大会前の機運醸成のための広告物や路上イベント等、多種多様な物件の占用許可申請が想定され、また、占用主体についても各地方自治体、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)、各競技団体、大会公式スポンサー等、様々な主体が想定されるところである。

これらの全てについて、その取扱いを詳細に規定することは困難であるが、国家的プロジェクトである本大会の円滑な開催のため、その取扱いについては、道路法及び道路法施行令の関係規定のほか、下記のとおりとするので対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、組織委員会、東京都と調整済みであることを申し添える。

記

1 占用主体

占用主体としては、以下が想定される。

- (1) 国及び別添1に掲げる地方公共団体の本大会担当部局
- (2) 組織委員会
- (3) (1)を除く地方公共団体
- (4) 各スポーツ関連団体及び競技団体((公財)日本オリンピック委員会、(独)日本スポーツ振興センター等)
- (5) (公財) 東京都環境公社
- (6) 本大会前の機運醸成のための各種イベント実行委員会
- (7) 大会公式スポンサー
- (8) (1)~(7) に掲げる以外の者

4 道路行政セミナー 2019.8

2 占用期間

原則として本大会の開催期間を考慮し、令和元年7月4日から令和2年12月末までの期間内で設定すること。 なお、上記期間後も引き続き占用物件としての設置希望がある場合は、占用者と道路管理者間で協議の上、そ の取扱いについて決定すること。

3 占用物件

占用物件としては、現時点では別添2に掲げる物件が想定され、目的により類型すると下記のとおりとなるが、 今後、別添2に示す物件以外のものも想定される。

- (1) 本大会の運営に直接必要となる物件、円滑な開催を図るための物件
- (2) 本大会の機運醸成を図るための物件
- (3) その他本大会に関連する物件

4 占用許可方針

上記1及び3に基づく類型毎の占用許可方針は下記の通りとする。

- (1) 1(1)及び(2)に掲げる占用主体から申請される別添2に掲げる物件のうち都市装飾関連物件以外の物件については、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合は、原則として占用許可できるものとする。
- (2) 1(1)及び(2)に掲げる占用主体から申請される別添2の都市装飾関連物件については、以下の要件を満たす場合は、原則として占用許可できるものとする。
 - ア 大会エンブレム、大会スローガン、大会の機運醸成を図るための写真等を主体としたもので、スポンサー名等の商業広告に該当する表示部分が全体の2分の1未満であること。
 - イ 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのないこと。
- (3) 1(1)及び(2)に掲げる占用主体以外の者が、別添2に掲げる物件の占用許可申請を行う際は、事前に占用 主体から、占用する道路が存する別添1の各都道府県本大会担当部局又は組織委員会に対して確認を申請し、 道路管理者に対する占用許可申請書に別添3による確認書を添付するものとする。

道路管理者は、当該確認書の添付をもって、上記(1)及び(2)と同様の取扱いとすることができるものとする。

(4) 3(3)に掲げる物件については、本大会との関連性について十分吟味し適切に判断すること。

5 占用料

占用料については下記の通りとする。

- (1) 別添 2 に掲げる物件のうち都市装飾関連物件以外の物件については、道路法施行令及び道路整備特別措置 法施行令の一部を改正する政令の施行について(昭和 42 年 11 月 13 日付け道路局長通達。以下「90 号通達」という。) 別表 2 の 33 に基づく「当局との事前協議を経て認めたもの」とみなし、占用料を免除することができる。
- (2) 別添 2 に掲げる物件のうち都市装飾関連物件については、大会エンブレム、大会スローガン、大会の機運 醸成を図るための写真等に該当する部分(スポンサー広告表示以外の部分)については、90 号通達別表別 表 2 の 33 に基づく「当局との事前協議を経て認めたもの」とみなし、占用料を免除することができる。
- (3) 上記(2)のうちスポンサー広告表示部分については、原則としてスポンサー広告表示部分の面積を基に算出した占用料を徴収するものとする。

ただし、来場者の会場への円滑な誘導に資するもの(都市装飾関連物件に、来場者の会場への円滑な誘導に資する内容が付記されているもの等)については、90 号通達別表 2 の 33 に基づく「当局との事前協議を経て認めたもの」とみなし、占用料を免除することができる。

(4) 3(3)に掲げる物件については、原則として占用料を徴収すること。

なお、個別具体の事例に応じて占用料を徴収することが不適当と考えられる場合は、90 号通達別表 2 の 33 に基づき当局と事前協議すること。

6 その他

- (1) 標識、法定外表示等の取扱いについては、本通達の対象外とする。
- (2) 道路占用許可手続においては、「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について」(平成 23 年 12 月 28 日付け路政課長通知)等を踏まえ、申請許可手続の円滑化に配慮すること。